

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県杵島郡白石町大字福富3209番地4
氏名 サガ・コア&カッター工業株式会社
代表取締役 本山 義訓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4 年 7 月 15 日
許可の有効年月日 令和 9 年 7 月 14 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、汚泥、紙くず、木くず、ゴムくず、がれき類（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上8品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
なし

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名 許可番号
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

産業廃棄物処分量許可証

住所 佐賀県杵島郡白石町大字福富3209番地4

氏名 サガ・コア&カッター工業株式会社

代表取締役 本山 義訓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 4 年 6 月 30 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 29 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（脱水（移動式））：汚泥（無機性に限る。） 以上1品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

脱水施設（移動式）：保管場所 佐賀県杵島郡白石町大字福富下分字一ノ間1765番1

設置年月日 令和元年6月18日

処理能力 4.8m³/日（8時間）

以下余白

3. 許可の条件

脱水処理については、排出事業場敷地内において行うこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

なし

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

別紙

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	・ダンプ 佐賀400ふ 111	・ダンプ 佐賀400ふ 111
	・ダンプ 佐賀430さ2444	・ダンプ 佐賀430さ2444
	・キャブオーバ 佐賀483あ4492	・キャブオーバ 佐賀483あ4492
	・キャブオーバ 佐賀400た9994	・キャブオーバ 佐賀400た9994
	・キャブオーバ 佐賀400ち 378	・キャブオーバ 佐賀400ち 378
	・キャブオーバ 佐賀400ち2821	・キャブオーバ 佐賀400ち2821
	・キャブオーバ 佐賀430さ6606	・キャブオーバ 佐賀430さ6606
	・キャブオーバ 佐賀130す 600	・キャブオーバ 佐賀130す 600
	・キャブオーバ 佐賀130は8008	・キャブオーバ 佐賀130は8008
	・キャブオーバ 佐賀400も1111/増	・キャブオーバ 佐賀430そ 812
	・キャブオーバ 佐賀430そ 812	